

保険料もあがります!

どうなるの?

基準額で
940円!

介護保険

Q&A 介護保険が4月から変わる!? なにがどう変わるかわからないQ子さん。
岡山市も、国の改定にあわせ、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定中。
詳しいA夫さんに聞いてみました!

日本共産党
岡山市政ニュース

〔別表1〕

特別養護老人ホーム待機者は3281人! 待機者減らすために!

- *まずは特養入居指針で優先順位・緊急度を整理して待機者をへらす
- *特定(ケアハウスでのヘルパーなどのサービス利用) 199増床
- *認知症グループホーム 144増床
- *地域密着型 265増床
- *30人以上の特別養護老人ホーム(築30年以上の施設の改修にあわせ増床) 98増床
- *老人保健施設 療養型からの転換含め 45増床

81人! そのほかにも: 希望



岡山市は在宅で施設に入りたくて待っている人が32

入るの? 施設待機者はどうなるの? 出してるけどなしのついで: 出してるけどなしのついで: 施設待機者はどうなるの? 入るの?



Q1

待機者はどうなる? うちのおばあちゃんも介護度3でおうちで介護しているけど

〔別表2〕

所得段階	対象者	保険料	保険料月額(値上げ幅)
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 中国残留邦人支援給付受給者	基準額×0.5	2,850円程度(470円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	基準額×0.5	2,850円程度(470円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.7	3,990円程度(420円)
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える	基準額×0.75	4,275円程度(705円)
第5段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	基準額×0.85	4,845円程度(799円)
第6段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える	基準額	5,700円程度(940円)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満	基準額×1.2	6,840円程度(1,128円)
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円(※)未満	基準額×1.25	7,125円程度(1,175円)
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円(※)以上400万円未満	基準額×1.5	8,550円程度(1,410円)
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.75	9,975円程度(1,675円)
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×2.0	11,400円程度(1,880円)
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上	基準額×2.25	12,825円程度(3,305円)

※現行の段階では「200万円」が区切りで、次期計画では「190万円」に変更されています。

計画では少し増えますが、抜本的に施設が足りません!

の施設ではない施設や退院をせまられながら病院に入っている高齢者もあと3000人くらい: 今回の第5期計画では750床以上増やす計画「別表1」ですが、それではなかなか追いつきません。



保険料は所得によって10段階だったのが今回の改定で12段階にして、できるだ

の?



うちのおばあちゃん、国民年金でも保険料結構取られるとなげいてたよ、保険料またあがる

Q2

保険料は?

低所得者層への配慮はあるものの、今も全国的には高い保険料です。値上げ幅をまだ引き下げられないのか? 声を上げましょう。

け所得の低い層の値上げ幅は抑えています。「別表2」でも基準額で5700円、9400円の値上げとなります。

Q3 サブセンターは?

今直接介護している母は、困ったときにはサブセンターにと、歩いていつも相談に行っているけどサブセンターはどうなるの?



今ある地域包括支援センターは、629のサブセンター方式ですが計画では、本センター・分室方式に変わります。

サブセンターの内容に地域差があり、機能していないサブセンターから順次、分室に今機能しているサブセンターは即廃止しないというものの26年までには10分室くらいにまとめられるということが計画には書いてあるよ。分室には保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーを増員補充し、チームアプローチをするから今までサブセンターは一人体制だったので手厚いフォローができるよとされています。

今までの、サンダル履きで気軽に相談できるサブセンターの機能が維持できるのか?いくら人が補充されても、分室まで行けないのではないのでしょうか?

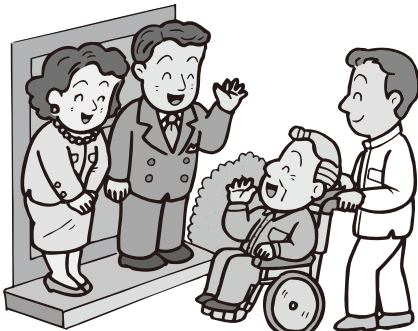
Q4 軽度者や元気な人は?

国は、介護度が軽い人を介護サービスからはずすって言うってたんじゃなかった?



軽度者を介護保険サービスでみるかどうか、それぞれ自治体の選択にまかせるといのが国の考えです。岡山市は今回の計画では基本的に今までのサービスを受けることが出来るよの中身です。

また岡山市は今回、予防に力を入れる計画で、将来的には6ふれあいセンターすべてに予防センターを設置したいとの考えです。今回の計画では、桑野のふれあいセンターにまず予防センターが設置されます。予防センターは介護度が出ていない方を中心に、在宅で自立した日常生活が維持



持できるようにプランをたててくれ予防メニューも充実させられます。

介護サービス以外のメニューが充実されることで、介護認定からはずされる方が増えるのではないかとこの危惧もあります。必要な人には必要なサービスが受けられるように要望しましょう。

Q5 介護者慰労金は?

事業仕分けで議論になった、介護者慰労金はどうなるの?

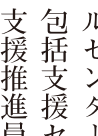


事業仕分けで争点になった介護者慰労金については、介護者のみの規定がはずれて、働きながら介護をしている方も対象になります。介護を受けている人が市民税非課税という条件で介護者の所得制限はありますが、少し改善されました。

計画の中では、働きながら介護をしている方の実態把握が出来ていないため数値目標は低くなっています。より対象の幅がひろがるよう、制度の啓発をもとめましょう!

Q6 認知症高齢者は?

認知症高齢者がふえているけどどうなるの?

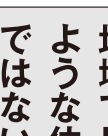


平成23年度から認知症疾患医療センターと認知症コー

ルセンターが開設され、地域包括支援センターにも認知症支援推進員が拡充されます。認知症サポーターも平成23年1万5千人が26年には3万3千人と倍の目標設定になっています。

Q7 地域包括ケアシステムや24時間定期巡回は?

国がメインにする、地域包括ケアシステムや24時間定期巡回とは?

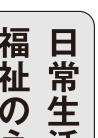


おおむね30分以内に駆けつけられる圏域、中学校区を基本に、医療、介護、予防、福祉などさまざまな生活支援サービスが提供できる体制作りと、計画の中には位置づけられていますが具体的には医

療との連携強化、介護サービスの充実強化と掲げられているだけです。また定期巡回随時対応型訪問介護・看護も随時通報を受け対応できるようにイメージ図が掲載され、目標数は平成26年度で597人〔年〕となっているだけです。

Q8 介護職員処遇改善交付金は?

介護職員の給料が低いと聞いているけれど...?



今まで「職員の給与改善」と決められていた交付金

が、一括交付金としてほかのものごととまとめて自治体に交付されることになりました。

企業や小中学校にも講座を拡大すること

ですが、サポーター養成後の役割を明確にし、地域で見守りができるような位置づけも必要ではないでしょうか?

日常生活圏域で医療、福祉のネットワークでサービス提供できるような事業者等の現状を聞き、どうすれば実践できるのかを考える必要があります。

みなさんのご意見をお寄せください!!

岡山市の「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」素案が発表され、2月10日まで意見募集をしています。その第5期計画のポイントをここでご紹介をし、党市議団としてもみなさんのご意見を聞きたいと思ひます。パブリックコメントは岡山市介護保険課へ

http://www.city.okayama.jp/hofuku/kaigo/kaigo_t00003.html

素案はHPからもとれます。各区役所、福祉事務所、党市議団にもありますので、とりよせていただきご意見をお寄せください。



※国は報酬単価の改定でホームヘルパーの生活援助の提供時間を短縮など、改悪の方向へまだまだすすんでいます。撤回を求めるなど、世論をひろげましょう。